平成２３年（フ）第４４２号
和歌山県紀の川市西大井12番地17
債務者　森　　晴紀
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４４３号
和歌山県紀の川市西大井12番地17
債務者　森　　友紀
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４４５号
和歌山県有田市下中島43番地６
債務者　星畑　進朗
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４４９号
和歌山県有田市千田476番地の４
債務者　薗部　幸恵（旧氏名前田ジャネット）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４５５号
和歌山市杭ノ瀬132番地の15
債務者　竹川　智美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３８７号
沖縄県豊見城市字与根255番地
債務者　池原　里志
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１０３８号
神戸市兵庫区熊野町５丁目３番２号　２－A、従前の住所神戸市兵庫区菊水町10丁目１番31号　101
債務者　新谷　由記
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７２号
神戸市垂水区多聞台２丁目13番８号　多聞台マンション303号
債務者　鈴木　三枝
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７７号
神戸市垂水区狩口台１丁目３番401号、従前の住所神戸市長田区松野通４丁目２番11－607号
債務者　小畑　友美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９９号
神戸市須磨区東落合２丁目19番301－301号
債務者　市野満壽美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６８号
愛知県小牧市古雅１丁目３番地　ランディア桃花台３番館1204号
債務者　加古亜紀子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３５６号
名古屋市天白区池場２丁目2509番地の１　ハートイン池場　W３A号
債務者　三栄内装こと山本義文こと　黄　　義大
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９号
福島県いわき市常磐藤原町名高儀76番地の79
債務者　岡部　春子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１０９号
青森県つがる市車力町屏風山１番地115　中塚２号団地２号
債務者　秋田谷嘉仁
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
神奈川県横須賀市平作２丁目22番１号　ハイツカシワギ101
債務者　杉山　　徹
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８２号
島根県出雲市知井宮町1289番地１　市営真幸ケ丘住宅１－５
債務者　平山実由紀
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月21日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第８３号
島根県出雲市塩冶町1514番地１　シンフォニーレジデンス206、前住所島根県出雲市塩冶町1119番地　レオパレスえんや107
債務者　田口ひとみ（旧姓鵜木）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月21日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部